

西区役所発注の業務委託契約案件における少額随意契約(特名随意契約)の結果について(令和3年4月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	西船場小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—
2	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	日吉小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—
3	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	九条南小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—
4	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	九条北小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—
5	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	本田小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—
6	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	堀江小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—
7	令和3年度西区生涯学習ルーム事業	その他	明治小学校生涯学習ルーム運営委員会	42,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域の諸団体代表者、学校関係者等で組織された生涯学習ルーム運営委員会により、生涯学習推進員を中心に、地域に密着した生涯学習事業を行う必要があるため。	—

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
8	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	西船場小学校区教 育協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
9	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	日吉小学校区教育 協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
10	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	九条南小学校区教 育協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
11	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	九条東小学校区教 育協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
12	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	九条北小学校区教 育協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
13	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	本田小学校区教育 協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
14	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	堀江小学校区教育 協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—
15	令和3年度西区「小学校 区教育協議会－はぐく みネット－」事業	その他	明治小学校区教育 協議会－はぐくみ ネット－	52,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	PTAや地域諸団体、学校関係者等で組織さ れた「小学校区教育協議会－はぐくみネット －」により、ボランティアであるコーディネ ーターを中心に、地域における教育コミュニ ティづくりを行っていく必要があるため。	—

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	西船場小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
17	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	日吉小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
18	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	九条南小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
19	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	九条東小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
20	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	九条北小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
21	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	本田小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
22	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	堀江小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
23	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	明治小学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
24	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	西中学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
25	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	花乃井中学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
26	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	堀江中学校体育施設開放事業運営委員会	76,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
27	令和3年度西区学校体育施設開放事業	その他	西高等学校体育施設開放事業運営委員会	38,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域団体やスポーツ推進委員等のボランティアを中心に組織された運営委員会により、地域の生涯スポーツに対するニーズをくみ上げ、適正な利用調整や管理運営を行うことが必要であるため。	—
28	令和3年度大阪市西区役所3階電話回線増設業務	その他	大協電子通信株式会社	95,150円	令和3年4月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—

※随意契約理由(随意契約理由番号)については、大阪市契約管財局所管の「大阪市随意契約ガイドライン(平成28年6月)」を参照